

砺波市農業委員会 11月総会議事録

開催日時 令和4年11月8日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 25名

1番	老健	16番	江成 周彦
2番	鴨井 克之	17番	樋掛 雅彦
3番	境 真由美	19番	平木 哲
4番	館 和香子	20番	山本 渉
5番	川邊 洋	21番	山本 憲政
6番	源通 一郎	22番	宮崎 雄介
7番	松原 光雄	23番	原野 敬司
8番	飯田 輝一	24番	前野 久
10番	齋藤 徹	25番	石田 智久
11番	吉田 一馬	26番	飛田 明雄
12番	片山 雅喜	27番	野原 外茂雄
13番	黒田 英嗣	29番	西原 登
14番	川邊 孝之		

欠席した委員 4名

9番	堀田 敬三	18番	亀永 理恵
15番	土田 英雄	28番	吉田 孝夫

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

- 1) 議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第21号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 4) 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について
- 5) 議案第24号 砺波市農用地利用集積計画（第124次）の協議に対する意見決定について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農地所有適格法人の設立届出について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度・砺波市農業委員会
11月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶がございます。

会長 ご苦労様です。立冬も過ぎ、暦の上では冬に入りました。屋外での農作
業もそろそろ終わりに近づいたところかと思えます。
また、農地の賃借権の更新の時期に入っております。委員のみなさん
におかれましては、小作料の相談等を受けられたら積極的に話し合いの中
に入って調整をお願いします。
本日も慎重にご審議をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
ここで、ご報告いたします。本日は、在任委員29名中25名が出席さ
れております。よって「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定
により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
この後はお手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。
なお、「砺波市農業委員会会議規則第5条の規定」により、総会の議長
は会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいた
します。
それでは、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させてい
ただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号7番 松原 光雄委員・議席番号8番 飯田 輝一
委員をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。「議案第20号 農地法第3条の規定によ
る所有権移転許可について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、4件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は、譲受人がサツマイモの生産のため農地の取得を希望していたところ、農協の仲介で会社の所在地に隣接する農地について契約がまとまったものです。農協から機械のリースや技術指導を受け、サツマイモを生産します。

番号2から4は、相続農地の売渡しを希望していたところ、地元の担い手である譲受人との契約がまとまりました。

番号4の譲受人は、所有農地をすべて貸し付けていますが、貸付先は譲受人が常時従事者として所属する農地所有適格法人です。今回取得する農地もあわせて譲受人が農作業に従事します。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「下限面積要件」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第20号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　川邊委員、どうぞ。

川邊洋委員 　1番について、譲受人は既存の法人が農業部門を新設し、新たに設立した法人です。都内で焼き芋店を出店しており、その材料であるサツマイモを生産されるものです。今回は1ha規模の農地購入ですが、将来的には3ha規模で経営していく計画を立てております。

また、譲渡人の一部はこの地域で中核的に農業を経営している方ですが、代替地の取得を検討しており現在手続き中です。ご承認よろしく願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　齋藤委員、どうぞ。

齋藤委員 　2番と3番について、譲受人は青島地区で中核的に農業を行っている経営体です。若い方もたくさん勤めており、今後も経営を拡大する見込みです。ご承認よろしく願います。

議長 　他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第20号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第21号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実しています。市街地において共同住宅が不足していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、計画をしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第21号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 申請地は近年新興住宅地が増えてきたエリアです。近隣にはショッピングモールやドラッグストア等があり、非常に生活環境が整っていることからこの場所で共同住宅の建築計画が立ったものです。ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第21号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第22号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局

議案書の3ページをお願いします。

今月の案件は、4件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。譲受人は大工業を営んでおります。一部借地について、地主である譲受人から買い取ろうと勘案したところ、地目が田であることが判明したため、現況に合わせて転用します。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。大門地域の墓地について、駐車場が無いことから墓参りの際に交通の妨げになることがこれまで課題となっていました。このため、大門自治会が駐車場を整備します。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人は市立北部小学校の向かいの土地を借りて書道教室をしていましたが、所有者の都合により土地を返還することとなりました。書道教室を引き続き行うため、代替の農地を取得し、教室を行います。

(議案書番号4朗読)

別添の位置図の21ページから25ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人はグラスやコップ、工芸品等を製作しております。自身のアトリエ兼住宅として空き家を購入したところ、納屋が建っている申請地の地目が田であることが判明しました。作業場等として利用予定のため、現況に合わせて転用します。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第22号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番について、譲渡人に話を伺ったところ、30年以上前に譲渡人の親と譲受人が申請地について賃借の契約を結びましたが、今回売買したいと考え土地について確認したところ、違反転用が発覚しました。現地は既に駐車場や通路として利用されている状態です。譲渡人は農地転用の手続きについて全く知らずに違反転用していたということで反省しております。ご承認よろしく申し上げます。

議長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第22号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第23号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 　　議案書の4ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の26ページから30ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は昭和61年頃に農振除外の認可を受けたものの、農地転用の手続きを取らずに今日まで転用目的のとおり利用されてきました。これは譲受人の農地法の無知によるものであり、現況に合わせて転用します。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の31ページから35ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人は自動車販売及び修理業を営んでおります。車両保管等のスペースが不足していることから、隣接地を確保し、駐車場を整備する計画をしています。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の36ページから40ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。譲受人は土木工事業等を営んでおります。資材置場等が不足しているため、既存の倉庫・資材置場等敷地を拡張します。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第23号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　源通委員、どうぞ。

源通委員 　1番について、別件で土地について確認していたところ、農地転用の手続きを行っていなかったことが発覚したものです。農地法について理解不足だったと本人も反省しております。

2番については、従業員用の駐車場の不足により土地を探していたとこ

ろ、道路を挟んで向かいにある申請地を賃借して利用したいと申出があったものです。ご承認よろしく申し上げます。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 江成委員、どうぞ。

江成委員 3番について、申請地に入るときには隣の宅地の庭から入る必要がある形状になっているほか、周囲を建物に囲われて日当たりが悪いなど耕作条件の悪い農地となっています。そのため、隣地において不足していた資材置き場等の敷地として活用しようと申請に至ったものです。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第23号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、「議案第24号 砺波市農用地利用集積計画(第124次)の協議に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の5ページから6ページをお願いします。

(議案書一部朗読)

こちらは、貸し手と借り手が直接契約する“相対”の利用権設定になります。本市では、年3回この申し出を受付することになっており、今回の内容は9月末締切分となり、11月末に公告を予定しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第24号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 原野委員、どうぞ。

原野委員 面積が500㎡に満たない小さな農地について賃料が10アール当り10,000円と高いものになっていますが、何か理由があってこの金額になっているのでしょうか。

事務局 この農地の契約は一部を農地転用することに伴い一度解約し、転用しない残りの部分について利用権の再設定を行ったものです。実際にはこの農地だけではなく隣接した農地と一体で契約しており、賃料は以前の契約を引き継いだものとなっています。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第24号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号・第2号・第3号について、事務局より説明願います。

事務局 (報告第1号・第2号・第3号説明)

議長 ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会14:40)